

第74回国民体育大会下妻市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調製施設の選定及び取消

- (1) 実行委員会は関係機関・団体等の協力を得て、別紙1の基準を満たす弁当調製施設を選定する。
- (2) 実行委員会は、前号により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。
- (3) 実行委員会は、上記により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調整を第三者に委託したとき。
 - エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

4 弁当を提供する大会参加者

斡旋弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。）を提供する大会参加者は、次のとおりとする。

- (1) 斡旋弁当の対象は、選手・監督、視察員、報道員等とする。
- (2) 支給弁当の対象は、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等とする。

5 弁当料金

斡旋弁当及び支給弁当の料金は、900円（税抜）以内とする。

6 弁当の申込、発注及び代金の精算

斡旋又は支給を行う弁当の申込等、実行委員会が定める方法により行うものとする。

7 弁当の調達

- (1) 実行委員会は、あらかじめ弁当の必要数を把握する。
- (2) 実行委員会は、弁当の調達にあたり、別紙2の方針を遵守させるよう努める。

8 弁当の保管及び引換え

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) ソフトボール競技のリハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、平成30年4月23日から施行する。

別紙1（弁当調製施設の選定基準）

当該基準を満たす弁当調製施設の中から、国体における弁当調製意思及び当該調製施設の現況等を勘案の上、実行委員会事務局が選定する。

1 対象施設

食品衛生法等の規定により営業許可を受けており、下妻市内に製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会事務局が必要と認める場合はこの限りではない。

2 衛生管理体制

- (1) 選定時点で過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 提供可能であると申出のあった弁当調製能力が、調整施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。
- (3) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票における評価が、直近で80点以上であること。
- (4) 検食の保管が可能であること。（弁当一つを -20°C 以下で2週間以上保管すること。）
- (5) 調理従事者（食品の盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国体の開会日1か月前に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (6) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国体開催期間中加入できること。
- (7) 実行委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理（ 10°C 以下）のできる冷蔵車等を利用して衛生的に運搬することが可能であること。
- (8) 弁当容器に次の項目をラベルシール等で表示できること

ア 名称

イ 原材料名（食品添加物・アレルギー・遺伝子組換え等の表示を含む。）

ウ 消費期限（時刻まで）

エ 保存方法

オ 製造所所在地・製造者名

カ その他食品表示法等関係法規により規定される表示

キ 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

ク 持ち帰りを禁止する表示

ケ その他実行委員会が指示する表示

3 弁当調整能力

提供可能な弁当調製数が、1日あたり100食以上であること。

別紙2（弁当調達の対応方針）

- (1) 競技会の運営にあわせた受注、搬入、回収ができること。
- (2) 単価に応じた弁当の調整が可能であり、実行委員会が指定する容器、包装紙等での提供が可能なこと。
- (3) 献立内容は、原材料に茨城県産品、下妻市産品を積極的に採用し、栄養基準量について配慮したものを提供できること。また日替わりの献立内容が作成できること。
- (4) 指定した時期に弁当の献立提案が提出可能であること。
- (5) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭、持ち運び用のビニール袋を提供すること。また、それらについて、実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (6) 注文数の変更は、前日の18時まで可能であること。
- (7) 喫食後の弁当容器を配達当日に回収ができること。
- (8) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調達及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。
- (9) 実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提示が可能であること。